



最終更新日：2007年3月30日

新華ファイナンス・リミテッド

(Xinhua Finance Limited)

最高経営責任者 フレディ・ブッシュ

問合せ先（日本国内）：IR部 03-3221-9500

証券コード：9399

www.xinhuafinance.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、 企業属性その他の基本情報

■ 1. 基本的な考え方

当社は、株主、従業員、および会社の利益のために、コーポレート・ガバナンス、情報開示、および透明性の向上を実現することに注力しております。

経営陣を客観的に監督するために、取締役会には複数の社外取締役が含まれています。現在、取締役会は8名の取締役で構成されていますが、うち4名は社外取締役です。取締役会の議長は社外取締役が務めています。当社の監査委員会、報酬委員会および投資委員会はいずれも構成員の過半数が社外取締役である必要があります。各年次の株主総会では、その時点における三分の一の取締役（5年ごとにかかる対象となる取締役会議長又は最高経営責任者を除く）が順に退任するものとします。

当社は、TDNet（適時情報開示サービス）、株主、および投資家に適時な情報開示をすることで高い透明性を維持します。当社が実施する情報開示の内容としては、有価証券報告書および半期報告書、ならびにプレスリリースなどであり、すべて当社のウェブサイトで公開されます。

また当社は、業績の発表にあわせて、メディアおよびアナリスト向けの説明会を実施し、当社の役員および幹部社員が出席してあらゆる質問に対応しています。

また、当社はインサイダー・トレーディング・ポリシー（Insider Trading Policy）を策定し、当社および子会社の従業員が当社株式の取引に当たって遵守すべき日本の証券取引法および関連するルールで定められた内容を認識させ、特に会社事業に関する内部情報を知りえる経営陣向けにその基本的なルールを定め、またプロフェッショナルとしての責任の認識を確立することで社員および役員のインサイダー取引を防止します。



■ 2. 資本構成

【大株主の状況】（2006年12月31日現在）

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（％）
NIS グループ株式会社 （旧社名：株式会社ニッシン）	114,717	12.31%
フレディ・ブッシュ・ファミリー・トラスト （Fredy Bush Family Trust）及び関連会社	75,650	8.12%
パトリアーク・パートナーズ（Patriarch Partners）及び関連会社	65,754	7.06%

■ 3. 企業属性（2006年12月31日現在）

上場区分及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12月
業種	情報・通信
（連結）従業員数	1000人以上
（連結）売上高	100億円以上 1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	50社以上 100社未満

■ 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、ケイマン諸島においてケイマン会社法に従い設立されているため、ケイマン諸島法に従い運営されております。

取締役及び経営幹部の所有株式数は以下の通りです。

①取締役の所有株式数（2006年12月31日現在）

役職名	氏名	所有株式数（株）
会長	ウー・ジー・グアン（WU Ji Guang）	0
副会長兼最高経営責任者、執行委員会委員	フレディ・ブッシュ（Fredy BUSH）	75,650 *
プレジデント兼執行委員会委員	ジェイ・リー（Jae LIE）	11,129



	氏名	所有株式数 (株)
社外取締役兼監査・報酬委員会委員	デニス・リンゼイ・ペリーノ (Dennis Lindsay PELINO)	3,939
社外取締役	ジョン・マクラウド・ウィリアムズ (John Macleod WILLIAMS)	0
社外取締役兼監査・報酬委員会委員	シェリー・シングハル (Shelly SINGHAL)	3,233 **
取締役	ジョン・ソン (Jiong SUN)	1,023
社外取締役	リー・シャントン (LI Shangton)	0
	株式数合計	94,974

*当該株式は、フレディ・ブッシュが実質的に保有するフレディ・ブッシュ・ファミリー・トラスト (36,742 株、3.94%)、フレディ・ブッシュ・エルエルシー (22,500 株、2.42%)、フレディ・ブッシュ (500 株、0.05%) 及びリージョン・ワン・パートナーズ・エルエルシー (15,908 株、1.71%) によって保有されております。

**当該株式は、シェリー・シングハルが実質的に保有するエスピーアイ・USA・エルエルシーによって保有されています。

②経営幹部の所有株式数 (2006年12月31日現在)

役職名	氏名	所有株式数 (株)
最高業務執行責任者	ダニエル・コネル (Daniel CONNELL)	543
最高財務責任者 兼執行委員会委員	ラウ・チン・チャン・ゴードン (LAU Tin Chung, Gordon)	7,477
法務部長	ジョン・マクリーン (John McLEAN)	1,366
	株式数合計	9,386



II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織 その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	委員会設置会社
------	---------

【取締役関係】

- ①取締役会の議長： 社長（最高経営責任者）
 ②取締役の人数： 8名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数： 4名

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長（議長）
報酬委員会	2	0	2	社外取締役
監査委員会	2	0	2	社外取締役
執行委員会	17	2	0	社内取締役
投資委員会	3	1	2	社内取締役

【執行役関係】

執行役の人数： 5名

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無： あり

・当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

内部監査人による監査結果の報告およびその改善提案は、監査委員会に直接提出されます。内部監査人によるレビュー内容は、監査委員会および外部監査人に提出される以前に、当社経営陣および取締役による影響を受けたり、レビューに供されたりすることはありません。

・監査委員会と会計監査人の連携状況

監査委員会は、当社の財務報告書の内容のレビューおよび助言やコメントの提供を、



報告書に関して責任を負う当社の経営陣に対して行うことができます。監査委員会は、当社の財務報告書を有価証券報告書に掲載することができるかについての助言も含めた内容についてのレポートを当社取締役会に対して提出します。外部監査人は、当社が監査を行った財務報告書の内容について、日本の一般に公正と認められた監査基準および国際監査基準（以下「IAS」といいます。）に従って監査を行い、その適合性に関する意見表明を行います。

・監査委員会と内部監査部門の連携状況

当社の内部監査部門は、監査委員会に直接報告義務のある1名の内部監査人で構成されております。内部監査人による監査手続きが完了するたびに、監査委員会に対して監査報告書が提出され、委員会はそれに対して検証およびコメントの提供を行います。外部監査人が当社の既存の統制状況について外部監査人が疑問を持った場合は、外部監査人は直接内部監査人とコンタクトをとることができます。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

補足説明

当社は従業員株式報酬制度（ストックオプション制度）を策定しており、これは当社の報酬委員会において管理されております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役／社外取締役／執行役／従業員／子会社の取締役、執行役、監査役／子会社の従業員／その他
-----------------	---

補足説明

当社の従業員株式報酬制度（ストックオプション制度）の対象は、従業員、取締役等、コンサルタントやアドバイザーその他取締役会において決定される者が対象となっております。

割当価額又はオプション価額（場合に応じます。）は当社の報酬委員会において決定されますが、価額は額面価額を下回ることはできません。2005年度および2006年度に当社グループの従業員に付与された年次のストックオプションは、行使に際して払込を要する金額は、それぞれの年の12月31日にいたる90日間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均価格となっております。付与可能株式数は増減しますが、増枠授権資本の20%を超えることができません。この増枠授権資本とは、当社の潜在株発行後株式総数を意味します。



【取締役・執行役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書／決算短信
取締役報酬の開示状況	全取締役の総額を開示
執行役報酬の開示状況	その他

補足説明

執行役報酬については、全執行役も含めた全従業員の給与の総額を開示しています。

【社外取締役のサポート体制】

会社および子会社の重要な決定事項についての検討および承認を行う必要に応じて取締役会が開催されます。会議は物理的にひとつの場所で開催されることもありますが、電話会議形式による場合もあります。いずれの場合も、会議の内容は事前にすべての社内および社外の取締役に対して配布されます。取締役会以外でも、すべての社内および社外の取締役は電話、ファックスおよびEメールによって連絡をとることができる体制になっております。

■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(1) 経営体制

当社の業務は、当社の取締役会により経営され、執行されております。当社の取締役会は、現在8名の取締役で構成されており、そのうち、4名は社外取締役であります。取締役会の構成、個々の取締役の経験及び当社グループの取締役会相互の力学により、取締役会の効率性の確保及び個人又は小規模グループが取締役会の意思決定を支配することの防止が可能となっております。取締役会は、各社外取締役が人格及び判断において独立していると考えております。

当社の定款の定めによれば、各年次株主総会において、その時点における三分の一の取締役（取締役会議長又は最高経営責任者以外）（取締役の員数が3の倍数でない場合には、三分の一より少なく、かつ最も近い整数の取締役）が順に退任いたしますが、退任取締役は、直ちに再任される資格を有しております。このような再任のシステムにより、株主が当社の意思決定プロセスに参加することが確保されます。取締役会議長及び最高経営責任者である取締役は、5年ごとにかかる同一要件の対象となります。取締役会は、当社の業務執行を行う権限を、当社の業務の一般的経営にあたる最高経営責任者

（CEO）、当社の財務会計業務にあたる最高財務役員（CFO）又は取締役会が任命する委員会を含む執行役員に委任いたします。当社の定款は、取締役会に対し、その権限、権能及び裁量権を、取締役会が適当と考える取締役及びその他の者によって構成される委員会に委任することを認めております。取締役会は、随時、かかる委任を取消すか、又は人物若しくは目的に関してかかる委員会の全て若しくは一部の任命を取消し、それら



を解任することができます。取締役会によって設置される委員会は、その委任された権限、権能及び裁量権を行使する際、取締役会が設定する規則を遵守するものとします。

当社グループを効率的に経営するために、当社の取締役会はいくつかの委員会の設置を行っております。以下に記載する監査委員会に加えて、当社は、当社の非業務執行社外取締役2名によって構成される報酬委員会も設置しております。報酬委員会の目的は、取締役会が当社の従業員及び役員に対して支払う報酬を検討し、決定するのを支援することにあります。報酬委員会は、取締役会が当社の役員及び従業員の報酬に関して行うことのできる一切の事項を行う権限を授与されており、報酬委員会の全会議についての完全な議事録は、当社に保管されます。当社はまた、当社グループ全体に影響を与える様々な戦略的問題について検討する執行委員会も設置いたしました。執行委員会は、最高経営責任者が議長を務め、最高経営責任者に対して報告を行うことを目的とします。

当社は2005年11月17日の取締役会決議により、最高経営責任者および当社の非業務執行社外取締役2名によって構成される投資委員会を設立いたしました。投資委員会は2百万米ドル未満の価値の投資及び買収を承認する権限があります。

当社グループの取締役、役員及び従業員並びに取締役会が設置した委員会による職務の履行は、常に取締役会によって監視・監督されます。

(2) 監査体制

当社の非業務執行社外取締役2名によって構成される監査委員会が設置されました。監査委員会の目的は、取締役会が(i)当社の四半期、中間及び年次の財務情報、(ii)外部及び内部の監査報告書、並びに(iii)経営陣及び取締役会が設定したコーポレート・ガバナンス及び内部統制のシステムに関して監査を行うことにより、取締役会を支援することにあります。

監査委員会は、当社の社外取締役2名によって構成されます。

監査委員会は、当社のあらゆる帳簿及び計算書類を完全かつ無制限に閲覧することができ、以下の義務及び責任を負うものとします。

- (1) 当社の年次報告書及び財務諸表、半期報告書並びに四半期報告書のドラフトをレビューし、それに関する助言及びコメントを取締役に提供すること。
- (2) 当社の財務報告及び内部統制手続を検証し、監督すること。
- (3) 取締役及び執行役員による職務の履行を監視すること。

また、当社の独立した外部監査人である監査法人トーマツが、当社の監査人として任命されております。当社の財務諸表は、日本の一般に公正と認められた監査基準及びIASに従って外部監査人により監査されます。外部監査人は、日本の一般に公正と認められた監査基準及びIASに従って、かかる財務諸表について報告書を作成し、かかる外部監査人による報告書は、株主総会に提出されます。



(3) 内部監査

当社の内部監査チームは、監査委員会に直接報告する一人の内部監査人により構成されています。内部監査人は、年度末前に、当社グループのほとんどの主要な企業をカバーする年度監査計画を策定し、最高経営責任者の承認を受けます。内部監査人は、その監査業務及び手続きを（i）計画、（ii）実査、（iii）報告及び（iv）フォローアップの4段階に基づいて行います。経営陣及びスタッフと協働する際、内部監査人は、（i）誠実性、（ii）客観性、（iii）正確性、（iv）分析、（v）丁寧さ及び（vi）秘密性の6つの重要な理念を維持することを目標としています。内部監査人は、実査をする際には、（i）運営上の統制を監視し、（ii）かかる統制がどのように管理されているかを調査し、（iii）統制状況を証明する原書類を調達する項目を追跡し、（iv）実査を行った上、（v）COSOの内部監査質問表に記入し、（vi）実質性・詳細性のテストを適用するという監査手続を行います。

経営陣の回答を経て監査人の任務が終わると、毎回、内部監査人は、監査委員会の確認及び検討のために、監査報告書を提出します。外部監査人のいずれかが当社グループの現在の統制状況に疑問がある場合、外部監査人は内部監査人に直接連絡することができます。

- 3. 委員会設置会社形態を採用している理由
当社グループの経営を効率的に執行するため。



Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

■ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	直近の定時株主総会は2006年4月20日に開催されました。
その他	当社は、自社のウェブサイト上に株主総会の招集通知および決議通知を日本語および英語にて公開しております。

■ 2. IRに関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
個人投資家向けに定期的説明会を実施	なし	当社では、原則として、各四半期業績発表後に当該四半期の業績についての説明を中心とした会社説明会を実施しております。また国内で開催される個人投資家向けのIRイベントにも参加し、株主および投資家とのコミュニケーションの機会を持っています。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	あり	当社は、財務および事業に関する報告を四半期ごとにTDnetを通じて開示し、あわせて機関投資家向けに年間4回の会社説明会を実施しております。別途開催される定時株主総会では、前年度の会社の業績やその他事業の進捗状況の報告および会社の重要決定事項に対する議決権行使の機会となります。また、証券会社が主催する機関投資家向けのカンファレンスにも積極的に参加し、投資家とのコミュニケーションの機会を持っています。
海外投資家向けに定期的説明会を実施	あり	当社は、アジア地域、ヨーロッパ、北米など、海外の投資家との面会を定期的に行っております。また、証券会社が主催する機関投資家向けのカンファレンスにも積極的に参加し、投資家とのコミュニケーションの機会を持っています。各四半期決算の発表の際には、電話会議システムを利用して全世界の投資家が参加できる決算説明を行っています。



	代表者自身による説明の有無	補足説明
IR 資料のホームページ掲載	-	当社ウェブサイト株主および投資家向けの専用ページを設け、財務報告書やその他の資料のほか、最新の会社概要プレゼンテーション、株価情報、株式に関する情報、アニュアルレポート、最新ニュースやイベント情報を日本語および英語で閲覧することができます。また、ウェブサイトから当社 IR 部門に直接連絡することが可能なリンクを設定しております。
IR に関する部署の設置	-	当社 IR 部門は、当社 IR 活動の計画、監督、実行に関する責任を持ちます。部門のマネージング・ディレクターであり当社取締役でもあるソン・ジョン (Jiong Sun, 孫炯) が東京を拠点に統括し、東京だけでなく、上海およびニューヨークにも専門の要員を配して、さまざまな時間帯および言語に対応できる体制を整えています。また、経営陣、コーポレート・コミュニケーション部門、コーポレート・ファイナンス部門と頻りに連絡を取り、株主および投資家に対して常に最新の会社情報を提供できる体制を構築しています。



IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、一般的な規程（行動規範や従業員ハンドブックなど）および実務上の規程（営業マニュアルや会計マニュアルなど）の両方に関する会社ポリシーやマニュアルを整備することにより、全社的な内部統制の確立を図っています。2009年12月期末までに当社に適用されるいわゆる日本版SOX法に関しても、同法に対応するべくすべての社内ポリシーの再検討を開始するとともに、2009年12月期末までに、外部監査人による検証が行われる財務報告に関しても、内部統制の範囲について経営陣による評価がされ、決定されることとなります。



V その他

【添付資料】

参考資料：模式図

